

(資料三)

平成二十二年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

| | |
|---|---|
| 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | 1 |
| 県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ... | 1 |
| 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する 条例 | 1 |
| 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正 する条例 | 2 |

平成22年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第125号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第126号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第127号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料及び期末手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 給料表の改正

職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

(2) 期末手当の支給割合の改正

ア 職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）で再任用職員、再任用教育職員、再任用教職員及びイ以外のもの

| 区 分 | 支給月 | 改正前 | 改正後 |
|-----------------|-----|----------|----------|
| 職員等（特定管理職員を除く。） | 12月 | 100分の140 | 100分の135 |
| 特定管理職員 | 12月 | 100分の120 | 100分の115 |

イ 任期付研究員及び特定任期付職員

| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
|-----|----------|----------|
| 12月 | 100分の160 | 100分の155 |

(3) 次に掲げる条例の一部改正

ア 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

イ 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

ウ 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

エ 職員の育児休業等に関する条例

(4) その他規定の整理

3 施行期日

平成22年12月1日から施行する。

第128号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第125号議案から第127号議案までによる職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
|-----|----------|----------|
| 12月 | 100分の155 | 100分の150 |

3 施行期日

平成22年12月1日から施行する。